

建設国保で診療が受けられないもの

国保の保険給付は、法律が給付の範囲や内容を定めています。

次のような場合は、保険給付が制限されます

①他の保険の給付が受けられるとき

- 仕事中や通勤途中にケガをしたときなど… 労災保険が適用
 - ・ 仕事中のケガ（労災事故）
 - ・ 仕事が原因で起きた病気（職業病）
 - ・ 仕事の行き帰りの事故（通勤災害）
- 第三者行為（交通事故など）によるもの… 22頁参照



②病気やけがと認められないとき

- ・ 顔にできたアザなどの処置
- ・ 美容整形
- ・ 健康診断など病気やけがの治療といえないもの

③組合の規定により一定の範囲で給付を制限するもの

- ・ けんか、泥酔、飲酒運転、速度違反など著しい不行跡による傷病
- ・ 自分でワザとした行為（自損行為）
- ・ 犯罪行為によるもの



「負傷等の原因についてのおたずね」はがきを郵送しています

建設国保では、ケガなどで受診した被保険者に「負傷等の原因についてのおたずね」のはがきを郵送していますので、必要事項を記入し、回答期限までに返送してください。

この「負傷原因のおたずね」は、正しい保険給付で健全な運営を目的としています。はがきの回答がなかった場合や、虚偽の回答の場合は、治療費の全額または一部を返していただくことがあります。

保険証を使ってケガの治療をするときは、必ず建設国保へ届出てください。